

第4回 地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会 委員

(敬称略)

産業界

本多 満 社団法人 日本測量協会北海道支部長
安田 容昌 一般社団法人 北海道測量設計業協会長

学界

金子 正美 酪農学園大学 農食環境学群教授
萩原 亨 北海道大学 大学院工学研究院教授
橋本 雄一(座長) 北海道大学 大学院文学研究科教授
村上 亮 北海道大学 大学院理学研究院附属
地震火山研究観測センター教授

官（公的機関）

山口 登美男 国土交通省 北海道開発局 建設部長
土栄 正人 北海道 建設部 土木局長
堀江 修一 札幌市 建設局 土木部維持担当部長

顧問

山村 悦夫 北海道大学名誉教授

事務局

永山 透 国土地理院 北海道地方測量部長
成田 次範 国土地理院 北海道地方測量部次長
島田 信也 国土地理院 北海道地方測量部地理空間情報管理官

地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会設置要綱

平成21年11月

(名称)

第1条 本組織の名称は、地理空間情報に関する北海道地区産学官懇談会（以下「懇談会」という。）とする。

(目的)

第2条 地理空間情報に係る情報と課題認識について、北海道地区における産学官の間で共有化を図り、もって、地理空間情報の効果的な活用を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する意見交換、情報提供等を行う。

- (1) 地理空間情報の活用推進に係る重要課題
- (2) 地理空間情報の活用推進に係る具体的施策の動向等
- (3) 地理空間情報に係る関連産業、技術・研究開発等の動向等
- (4) 地理空間情報に係る学術分野の動向等
- (5) 防災に関する地理空間情報に係る動向等
- (6) その他地理空間情報に関し産学官が連携して取り組むべき課題

(構成)

第4条 懇談会は、産・学・官の機関や団体などの個人をもって構成する。

- 2 必要に応じて、地理空間情報に関し知見を有する者を懇談会に出席させることができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務を処理するため、国土地理院北海道地方測量部に事務局を設置する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、懇談会に諮り定めるものとする。